

三沢市所有タブレット利用規約兼借用書

年 月 日

三沢市長 殿

私は、下記の三沢市所有タブレット利用規約(以下「利用規約」という。)を遵守した上で、三沢市所有タブレット(以下「タブレット」という。)を借用します。

借用者氏名	
借用期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

(利用規約)

- ・タブレットを借用できる者は、三沢市遠隔手話サービスに利用登録をしている者としてします。
- ・タブレットの借用は無料です。
- ・タブレットを借用できる期間は、借用開始日を含め3日間以内とします。また、タブレットの借用及び返却は借用者自らが行うこと。
- ・タブレットの破損・紛失・盗難等があった場合は、速やかに三沢市に報告するとともに、タブレットを損傷し、又は滅失した場合は、三沢市の指示に従って原状回復し、借用者の責任において、その損害を賠償すること。
- ・遠隔手話サービス以外の目的にタブレットを使用しないこと。
- ・タブレットを使用する場所において必要な調整等は、借用者自らが行うこと。
- ・タブレットを他の者に使用させたり、譲渡、転貸等しないこと。
- ・タブレット使用中に発生した事故又は第三者への損害について、三沢市は一切の責任を負いません。
- ・利用規約に記載していない事項であっても、タブレットの借用、使用に疑義がある場合は三沢市に連絡すること。

連絡先

三沢市福祉部障害福祉課

FAX:0176-53-2266 / TEL:0176-51-8772

MAIL:maw_katei@misawashi.aomori.jp

【以下担当課処理欄】

※借用者が本書に記入後、本書の写しを借用者にお渡しする。

課長	課長補佐	係長	係員	受付者